別表第四

平成　年12月31日分　財産債務調書

財産債務を有する者	
住所又は居所	
氏名	（電話）
個人番号	

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	財産の価額又は債務の金額	備考
財産の価額の合計額		債務の金額の合計額				
（摘要）						

（用紙　日本工業規格　A４）

備　考

1　この調書は、法第６条の２第１項に規定する財産債務調書について使用すること。

2　この調書の各欄の記載は、別表第三によること。

3　別表第三の(ｲ)から(ﾙ)までに掲げる財産の取得価額については、この調書の「財産の価額又は債務の金額」の欄の上段に外書として、記載すること。

4　合計表をこの書式に準じて作成し、添付すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の改正規定　平成二十八年四月一日

二　第四条（見出しを含む。）の改正規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三　第六条の改正規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

2　前項第二号に定める日（以下「第二号施行日」という。）がこの省令の施行の日後である場合における同日から第二号施行日の前日までの間の改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第十五条の規定の適用については、同条第一項中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）」とあるのは、「及び住所又は居所」とする。

3　第二号施行日がこの省令の施行の日後である場合における同日から第二号施行日の前日までの間の新規則別表第四の規定の適用については、同表中

「

氏名	（電話）
個人番号	

」

とあるのは、

「

氏名	（電話）

」

とする。

〇財務省令第三十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百五十一号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「において」の下に「「人格のない社団等」、「法人課税信託」、」を加え、「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第一号から第三号まで」に、「第三十六号」を「第三十五号」に改め、「規定する」の下に「人格のない社団等、法人課税信託」を加える。

第五条の三第二項第一号ロ中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設を有する同項第五号に規定する」に改め、「国内に」を削り、同号ハ及びニ並びに同項第三号中「又は国内に」を「又は」に改める。

第六条の二第一項第二号中「である法人」の下に「（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）」を加える。